

奥尻町 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入計画 策定事業委託業務仕様書（案）

1. 業務の目的

離島である奥尻町は洋上風力の適地であり、現在、環境省の委託業務「浮体式洋上風力による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務（地域調査業務）」により、浮体式洋上風力発電の事業可能性を検討している。

また、本町は太陽光や陸上風力、地熱、木質バイオマスのポテンシャルも高く、こうした豊富な再生可能エネルギー資源の活用を主要施策とする温暖化対策実行計画を策定すべく、この度、再生可能エネルギーを段階的・計画的に推進するための戦略を検討することとした。本業務は、本町の地域特性を踏まえ、かつ国や北海道の温暖化対策計画と整合を図りながら二酸化炭素削減目標を検討し、これを着実に達成するための地域の実情に即した再生可能エネルギー導入目標、および導入プランを検討・策定するものである。

2. 業務の内容

(1) 基礎情報の収集・分析

C02 の現状推計及び将来推計に必要な情報、及び脱炭素化、まちづくりに関する地域課題を把握するため、本町の自然・経済面・社会面の地域特性を整理する。情報収集にあたっては、地域経済循環分析、町の統計書、既往の地域文献・報告書、WEB 情報を活用する。

基準年度を 2013 年度、現況年度を統計データが揃っている直近の年度とし、C02 の現状推計を実施する。推計値は部門別・分野別に整理する。

また、家庭部門のエネルギー利用状況（用途・種類・量）を把握して原単位化するため、また将来的に家庭用エネルギーを再生可能エネルギー電気に転換することの意識を把握するため、アンケート調査を実施する。

(2) C02 排出量の将来推計

将来推計にあたって、脱炭素化実現を目指した 2050 年を長期目標とし、計画目標年度を 2030 年度、中間目標年度を 2026 年度とする。

現在の趨勢で推移した BAU ケースを下位ケースとし、各分野における省エネルギー化によるエネルギー消費原単位の改善や、電力の C02 排出量の改善などを見込み、中位ケース、上位ケースも推計する。

対策の実施効果をふまえた将来排出量の推計は後述(5)の検討結果を反映させる。

(3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

地域の自然的資源や歴史的資源、社会的資源をふまえ、また、こうした資源のフル活用により、現状の地域課題が解決された未来として「2050 年将来ビジョン」を描く。さらに将来

ビジョンを達成するために 2030 年度までに到達すべき中間ビジョンを検討する。
上記の中間ビジョンを達成するための現時点からの脱炭素化に向けたアプローチ、社会指標改善に向けたアプローチを検討し、「現在」「2030 年度」「2050 年」のつながりを意識しつつ脱炭素シナリオとして取りまとめる。

(4)再生可能エネルギー導入目標の設定

本町の再エネポテンシャルは、再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) をベースに、地域特性、再生可能エネルギー導入制約条件の分析結果をふまえ、種別ごとに検討・整理する。

上記(3)で作成した将来ビジョン・脱炭素シナリオ、および国の削減目標をもとに、本町の CO2 削減目標を設定する。再生可能エネルギー導入目標は、再エネポテンシャルおよび各技術動向をふまえて詳細に検討するが、現時点においては CO2 削減目標達成に必要な削減量の 80%を想定している。

本町で導入する再生可能エネルギーについて、上記(3)の結果をふまえ、計画目標年度である 2030 年度および中間目標年度までに実現性が高い導入量と努力目標値を設定する。

(5)上記(3)、(4)を実現するための施策・構想の作成

上記(3)で設定した将来ビジョン・脱炭素シナリオ、上記(4)で設定した再生可能エネルギー導入ポテンシャル及び導入目標をふまえて、今後手掛けるべき再生可能エネルギー関連事業を立案、別途示す脱炭素先行地域計画提案書に記載した再生可能エネルギー導入事業を含め事業可能性を検討する。施策の優先順位は、既存技術の活用で直ちに事業化が可能で、かつ本町の地域課題の解決につながり得るものを優先する。また先進性にも配慮する。

(6)地域脱炭素の実現を目指した計画策定

上記(1)～(5)の検討結果を「奥尻町再生可能エネルギー導入計画」として策定する。

策定にあたっては、別途示す脱炭素先行地域計画提案書に記載した事業を含め、上記(5)で検討した施策をロードマップとして取りまとめるが、事業実施の現実性、CO2 削減効果、CO2 削減効果以外の環境面効果、経済的効果、社会的効果をふまえる。

計画の進行管理は本町担当課が実施することを想定しており、そのための PDCA サイクルに基づいた進行管理手法も検討する。また、最終目標年度、中間目標年度における評価は、例えば域内ステークホルダーなどの第三者による評価を行う仕組みづくりも検討する。

(7)打合せ協議

業務着手時、中間時、成果品納品時の 3 回を基本とするが、必要に応じて別途打合せを実施する。

3. 成果品

- ・電子データ一式